

八千代市消費生活センター

令和 8 年度 5 月新規受付相談件数

	当 月 分	前 月 分	年 度 累 計
苦 情	97 件	133 件	230 件
問い合わせ	17 件	15 件	32 件
計	114 件	148 件	262 件

相談の傾向と被害に遭わないための注意点

5 月の相談件数は 1 1 4 件で、6 5 歳以上の高齢者からの相談が 4 2 件と、全体の約 3 7 % を占め、そのうち 7 5 歳以上の後期高齢者の相談が 2 6 件となっており、前月に比べると全体として約 2 5 % 少なくなっています。

販売形態別の内訳で主な項目としては、通信販売が 3 0 件、店舗販売が 2 0 件、訪問販売が 9 件で、そのうち通信販売では、前月に多かったサプリメントや化粧品などの定期購入に関するトラブルが 6 件と半減しています。これは、消費者庁による業者への行政処分が公表されたことも要因かと思われます。通信販売は大変便利なものではありませんが、「購入後に商品が届かない」「商品は届いたが粗悪品であった」「1 回限りと思って購入したが定期購入契約になっていた」や「注文していない商品が届いた」など、多くの相談があります。中には、解約しようと思っても、業者の電話番号の記載が無い場合や、業者サイト内のメールや A I の対応だけという場合もありますので、商品購入を申し込む際には、業者のホームページ内にある特定商取引法に基づく表示（業者名、所在地、電話番号、メールアドレス、代金の支払い方法、返品・交換条件等）をしっかりと確かめ、さらに自身にて、インターネットで購入する業者の評価などを確認し、納得のうえ通信販売を利活用していただきたいと思います。他にはネット広告で見た副業や投資スクールで高額な契約をしてしまい「解約したいが解約できない」との相談が 4 件ありました。入会や登録する前に、SNS にアップされた業者の広告だけに頼らず、自身で業者情報の再確認や、契約前に家族や知人などに相談して、慎重に契約をす

るようにしてください。

また、訪問販売については、前月に比べ相談件数も減っています。これは通信販売と同様に、業者への行政処分が公表されたことも要因かと思われます。

しかしながら、給湯器や分電盤などの点検商法は、直近 1 年を通してみるとトラブルが非常に多い相談であり、中には、機器の交換をした顧客宅に、同じ業者が定期点検と称して来訪があり、別の工事契約をさせられたという相談もあります。訪問販売による契約の場合は、契約から 8 日以内であればクーリング・オフにより解約を申し出ることができますので、怪しいと思ったら、早急にセンターへ相談してください。